

住民税と所得税の違いについて

	住民税	所得税
課税方式	<ul style="list-style-type: none"> ○ 前年所得課税 前年の所得に対して課税されます ○ 賦課課税方式 確定申告書、住民税の申告書、給与支払報告書などの各種資料にもとづいて課税しています 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現年所得課税 現年の所得に対して課税されます ○ 申告納税方式 納税者が自分で税額を申告して納める申告納税方式によります
所得控除	社会保険料控除・医療費控除・雑損控除・小規模企業共済等掛金控除は同額であります、その他の控除額については、住民税は所得税よりも低い金額となっています	
税率	一律 市民税 6% 道民税 4%	所得に応じて 5%、10%、20%、23%、33%、40%、45%の7段階の超過累進税率
税額控除	平成21年から令和7年12月31日までに入居し、所得税の住宅借入金等特別控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は翌年度の住民税(所得割)から(特別増改築等)住宅借入金等特別控除を受けることができます	
	政党等寄付金特別控除はありません	政党等寄付金特別控除があります

所得税の計算方法

$$\text{課税所得金額(a)} \times \text{税率(b)} - \text{速算控除額(c)} \times 1.021(d) = \text{所得税額}$$

課税所得金額 (a)	所得税率 (b)	速算控除額 (c)
1,001円以上1,950,000円以下	5%	—
1,950,001円以上3,300,000円以下	10%	97,500円
3,330,001円以上6,950,000円以下	20%	427,500円
6,950,001円以上9,000,000円以下	23%	636,000円
9,000,001円以上18,000,000円以下	33%	1,536,000円
18,000,001円～40,000,000円以下	40%	2,796,000円
40,000,001円以上	45%	4,796,000円

※ (d) 復興特別所得税として、平成25年分から令和19年分までの間、所得税額に2.1%加算されます。